

## 職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、報告します。

### 記

#### 1 被処分者

教育部 会計年度任用職員 40歳代 男性 停職3箇月

#### 2 処分年月日

令和6年2月13日

#### 3 処分内容及び理由

令和5年12月25日（月）、当該会計年度任用職員は勤務先の市立中学校において、体育館に置き忘れてあった生徒所有の運動靴を窃取し、当該会計年度任用職員所有のリュックサックに隠匿し、その事実を隠蔽しようとした行為を認めたことから、この非違行為について地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により停職処分とした。